

令和2年度 認定こども園等への 入園者を募集します

●申し込み・お問合せ先
役場健康福祉課 子育て支援係 ☎52-2111 (内線370)

国の「子ども子育て支援新制度」では、就学前におけるお子さんの教育・保育を保障するため「支給認定制度」を導入しています。このため、認定こども園等の保育施設利用にあたっては、住所地の市町村より教育・保育の必要性の確認のための認定を受けたお子さんについて入園の申し込みができます。

認定こども園めぐたまは、以下の内容で要件を定め「支給認定申請書」と「入園申込書」を同一の様式で兼用しています。



おともだちが
待ってるよ！

【新規入園児について】

- 受付期間 11月1日(金)～12月10日(火)
- 入所要件 (年齢は令和2年4月1日現在)
 - ①満8ヶ月以上3歳未満のお子さん
保護者が、仕事や病気などのために、家庭で保育ができない状況と認められた場合(保育を必要とする場合)に入園することができます。
 - ②3歳以上のお子さん
保育が必要・必要でないに関わらず入園することができます。
- 申込方法
申込書(施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書)に必要事項を記入し、就労証明書など保育の必要性を証明する書類を添えて、健康福祉課に提出してください。

- 申込書配布場所 役場健康福祉課 子育て支援係
- 認定結果及び入園決定通知
家庭状況、保護者の希望等を踏まえ、内容を審査し、必要に応じて利用調整(選考)を行います。支給認定結果及び入園の決定については、令和2年1月下旬頃までに保護者に通知します。

【継続して入園する園児について】

町から支給認定を受け、すでに入園しているお子さんについては、新たに入園の申込みを行う必要はありません(ただし、3歳未満のお子さんについては、保護者の就労状況等により家庭で保育ができない状況の場合のみ、継続入園が可能となります)。※12月中に園を通して「入園継続確認書」を配付いたしますので、提出をお願いします。



●子育て支援センターおひさま

- ▼場 所 金山町大字金山571 (町体育センター前) 入園前のお子さんやママたちが集まり、いろいろな遊びや交流の場を提供しています。お気軽にご利用ください!
- ▼時 間 平日(9時～15時)
- ▼利用料 無料

- 町立金山診療所に
金山小・明安小児童の作品展示中
現在、診療所のロビーに金山小・明安小児童が制作した絵や習字などを展示しています。今後も診療所では各種展示を行いますので、ぜひお立ち寄りください。
☎ 町立金山診療所 ☎52-2915
- 11月5日から住民票等に
旧氏(旧姓)を併記できます
申請すること、「旧氏(旧姓)」が住民票やマイナンバーカード等に併せて記載することができるようになり、旧姓を使用して活動する方の本人確認等に役立ちます。詳しくは次までお問い合わせください。
☎ 役場町民税務課 住民係 ☎52-2111 (内線251)
- 排水設備工事責任技術者
登録更新のお知らせ
▼対象 登録有効期限が令和2年3月31日までの方
▼手続 ①登録更新の申請
②更新講習会の受講
▼申込 11月29日(金)まで申請
☎ 役場環境整備課 環境下水道係 ☎52-2111 (内線279)
- 県立新庄病院
外来休診のお知らせ
▼日時 11月29日(金)

- ※救急患者の受け入れは、土・日・休日同様の対応となります。
☎ 山形県立新庄病院 ☎22-5525
- 最上地域議員協議会
▼日時 11月15日(金) 15時～
▼場所 最上総合支庁 講堂
▼内容 地域の課題や施策等について、地元議員が審議
☎ 山形県議会事務局 ☎023-630-2841
- 消費税軽減税率制度の説明会
▼日時 11月19日(火) 14時～15時
12月10日(火) 14時～15時
12月17日(火) 10時～11時
※いずれも内容は同じ
▼対象 全事業者
▼場所 新庄税務署
▼内容 消費税軽減税率制度の概要など
☎ 新庄税務署 法人課税部門 ☎22-5170
- 租税フォーラム
▼日時 11月11日(月)
13時30分～16時30分
▼場所 ゆめりあホール・アベージュ
▼内容 税理士による基調講演など
▼費用 入場無料
☎ 東北税理士会 新庄支部 ☎32-1435



販売総額 1,000万円！ 20%プレミアム付き美杉ちゃん商品券 11月10日から販売します！

☎ もがみ北部商工会 金山支部 ☎52-2349

	11月10日(日) ※販売開始日	11月11日(月)以降
販売場所	役場1階ロビー	(平 日) 商工会窓口 (土・日・祝) 丹鮮魚店 早坂呉服店
販売時間	10時～16時	(平 日) 9時～18時 (土・日・祝) 9時～17時
購入限度額	ひとり2万円まで ※購入は1万円単位	
有効期限	令和2年4月30日(木)	



▼自動車・バイクの免許をお持ちでない18歳以上の方で、販売開始日に買いに行けない事情のある場合は、11月6日(水)まで商工会へご相談ください▼原則として、予約・代理購入はできません▼商品券の販売は、先着順とし、売り切れ次第終了となります▼公共料金のお支払い、プリペイドカードへのご入金、金券類・ギフトカードの購入にはご利用できません▼一度2万円までご購入された方は、二度目の購入はできません▼商品券表示金額未満の場合、つり銭は出ません▼商品券を有効期限内に使用しなかった場合は無効となります

